

精神障がい者 発達障がい者 雇用セミナー2019

◆精神・発達障がい者の採用から雇用管理までを学びたい！

平成30年4月から、障がい者雇用義務の対象として、これまでの身体障がい者、知的障がい者に精神障がい者が加わりました。本セミナーでは、精神障がい者や発達障がい者の採用から雇用管理まで、実務の参考となる講演と話題提供を行います。

プログラムの前半は「大阪障害者職業センター」次長 岡野 真理 氏による講演、後半では本府が行う社会生活適応訓練事業を活用したことのある企業、支援機関、訓練生それぞれにご登壇いただき、実際に利用した訓練内容や感想などをお話しいただくとともに、障害者就業・生活支援センターと支援機関には、就労と定着支援における連携についてお話しいただく予定となっております。費用は無料ですので、お気軽にご参加ください。

★ 開催日時：令和元年10月10日(木) 13:30～17:00 ※受付は13:10

★ 開催場所：エル・おおさか本館5階 視聴覚室（大阪府中央区北浜東3-1-4）

～ セミナー内容 ～ ※定員80名（申込み先着順）

第1部：講演「精神・発達障がい者の雇用及び雇用管理について」

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
大阪障害者職業センター 次長 岡野 真理 氏

第2部：体験報告「社会生活適応訓練事業を利用して」

- ① <支援機関：サポートスペース ここりーど> × <企業：タツタ電線株式会社>
- ② <支援機関：じょぶちゃれ> × <訓練を利用された方>

第3部：講演「障がいのある方の就労・定着支援における連携体制について」

<支援機関：東大阪市障害者就業・生活支援センター> × <支援機関：アプレンド>

《申し込み方法》裏面の申込書に必要事項を記入の上、
9/26（木）までにFAXでお申し込み下さい。

主催：大阪府

連絡先：〒540-8570 大阪府中央区大手前3丁目2番12号
大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ
TEL：06-6944-9178 FAX：06-6942-7215



大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ あて
(FAX: 06 - 6942 - 7215)

自

“精神・発達障がい者雇用セミナー” 参加申し込み

1 機関2名まで
申込みできます

◆参加事業所・機関名 ()

◆事業所種別 ※○の記入をお願いします。

①就労移行支援事業所 ②就労継続支援B型事業所 ③医療機関 ④デイケア
⑤就ポツ ⑥社適協力事業所 ⑦社適支援機関 ⑧行政機関 ⑨その他()

◆参加者：役職・氏名(フリガナ)

(参加者1：役職 氏名 フリガナ)

(参加者2：役職 氏名 フリガナ)

◆所在地 (〒 -)

◆連絡先 TEL：

FAX：

※当日に同時手話通訳等の配慮を希望される方や車椅子を使用してご参加される方は、その旨をご記入ください。お願いします。

2部：タツタ電線株式会社

1945年の創業以来、電線・ケーブルメーカーとして発展し、近年では、その基盤事業で培った技術を電子材料やエレクトロニクス材料など多彩な分野に応用し、事業領域を大きく広げています。

ご登壇いただく
事業所のご紹介



3部：東大阪市就ポツ

地域で「働きたい、働き続けたい」と希望する方を支えるために相談、アセスメント、職業準備性の向上のための支援、就職から職場定着に向けた支援等を行っている事業所です。

2部：ここりーど(就労移行)

就労移行のほかに、生活介護・自立訓練(生活訓練・機能訓練)事業、および就労定着支援事業を行っている多機能型事業所です。東大阪市在住の障害のある方を対象にお一人おひとりにあわせて、「暮らす」「働く」「働き続ける」をサポートしている事業所です。

2部：じょぶちゃれ(就労移行)

「自分の働き方を考える」プロセスに伴走した就労支援をしています。就職後はジョブコーチ支援と、面談での相談をおこなっています。「働く生活」を一緒に考えることを大切にしています。

3部：アブレンド(多機能型)

事業：生活訓練、生活介護、定着支援
社会とのつながりの中で、その人がその人らしく生活し、夢や目標に出会い、実現していくことを応援する事業所です。
運営母体：社会福祉法人 天心会
電話番号：06-6722-5531
(地域生活支援センター ふう 内)

“大阪府精神障がい者社会生活適応訓練事業” について

・精神障がいのある方が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養い、社会的自立を促進することが目的の取組みです。

・訓練の対象者は、回復途上(通院中)にある精神障がい者のうち、訓練を通じて社会参加を目指しており、支援機関から継続的なサポートが受けられると知事が認めた方になります。原則6ヵ月単位の訓練ですが、訓練を延長し、かつ成果が期待できると知事が認めた場合は、最長で2年まで訓練が受けられます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syateki.html>

(※)協力事業所は、精神障がいのある方に対する理解が深く、仕事を提供し、社会的自立を促進することに熱意を有する事業所で、知事が適当と認めた事業所になります。適当と認められた事業所は、大阪府と訓練委託契約を結び、訓練を引き受けて頂きます。